

坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 坂出市まちづくり基本構想審議会（第3条—第9条）

第3章 坂出市まちづくり基本構想委員会および坂出市まちづくり基本構想幹事会（第10条—第12条）

第4章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、坂出市まちづくり基本構想の策定に関する条例（平成26年坂出市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本構想の構想期間）

第2条 坂出市まちづくり基本構想（以下「基本構想」という。）の構想期間は、10年間とする。ただし、社会経済情勢の変化等により必要がある場合は、この限りでない。

第2章 坂出市まちづくり基本構想審議会

（委員）

第3条 条例第8条第1項に規定する坂出市まちづくり基本構想審議会（以下「審議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- （1）公募により選出された市民
- （2）学識経験者
- （3）関係団体の役職員
- （4）市の職員

2 前項第3号および第4号に規定する委員がその身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

3 委員は、条例第4条の規定による諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長および副会長）

第4条 審議会に会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(分科会)

第6条 会長が必要と認めたときは、審議会に専門的事項を調査審議させるため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 分科会長は、分科会の会務を処理し、分科会における審議の経過および結果を審議会に報告する。
- 5 分科会長に事故があるとき、または欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の会議については、前条の規定を準用する。

(関係者の出席等)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第3章 坂出市まちづくり基本構想委員会および坂出市まちづくり基本構想幹事会

(委員会)

第10条 基本構想の策定を円滑に推進し、および基本構想に関する重要事項を審議するため、坂出市まちづくり基本構想委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長、副市長、教育長、市長事務部門の部長（局長を含む。）、教育部長、水道局長、消防長、市立病院事務局長、議会事務局長その他市長が指名した職員で組織する。
- 3 委員会は、市長が主宰する。
- 4 市長に事故があるとき、または市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

5 市長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第11条 基本構想の策定および基本構想に関する重要事項の審議に関する総合調整を行い、委員会の審議が円滑に行われるようにするため、坂出市まちづくり基本構想幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

2 幹事会に会長および幹事を置き、会長に総務部長を、幹事に前条第2項に規定する部局長が指名した課長（主幹を含む。）をもって充てる。

3 会長は幹事会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

5 会長は、幹事会において必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、その意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第12条 委員会および幹事会の庶務は、総務部政策課において処理する。

第4章 雑則

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。